

■給水料（神戸市船舶給水条例別表）

給水の種別	料	金
運 搬 給 水	1 外航船舶	
	1 隻 1 回につき，次の料金の合計額	
	(1) 基本料	
	ア 水量 30 立方メートルまで	17,700 円
	イ 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき	590 円
	(2) 運搬料	
	ア 基本料金	
	(ア) 防波堤内	30,000 円
	(イ) 防波堤外	55,000 円
	(ウ) 港湾区域外	
	300,000 円。ただし，第 1 関門，第 2 関門又は第 3 関門からの距離が 10 キロメートルを超える区域については，300,000 円に当該超える距 離 1 キロメートルにつき 30,000 円を加算した額とする。	
	イ 割増料金	
	(ア) 時間外	基本料金の 5 割増
	(イ) 深夜及び休日	基本料金の 10 割増
	2 1 以外の船舶	
1 隻 1 回につき，次の料金の合計額		
(1) 基本料		
ア 水量 30 立方メートルまで	19,470 円	
イ 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき	649 円	
(2) 運搬料		
ア 基本料金		
(ア) 防波堤内	33,000 円	
(イ) 防波堤外	60,500 円	

運搬給水	<p>(ウ) 港湾区域外 330,000 円。ただし、第 1 関門、第 2 関門又は第 3 関門からの距離が 10 キロメートルを超える区域については、330,000 円に当該超える距離 1 キロメートルにつき 33,000 円を加算した額とする。</p> <p>イ 割増料金</p> <p>(ア) 時間外 基本料金の 5 割増</p> <p>(イ) 深夜及び休日 基本料金の 10 割増</p>
一般岸壁給水	<p>1 外航船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(ア) 水量 30 立方メートルまで 17,700 円</p> <p>(イ) 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき 590 円</p> <p>イ 作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。）</p> <p>(ア) 時間外 給水時間 30 分につき 5,000 円</p> <p>(イ) 深夜及び休日 給水時間 30 分につき 10,000 円</p> <p>(2) 第 4 条の 2 第 2 項の承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき 490 円</p> <p>2 1 以外の船舶</p> <p>(1) (2)に掲げる者以外の者 1 隻 1 回につき、次の料金の合計額</p> <p>ア 基本料</p> <p>(ア) 水量 30 立方メートルまで 19,470 円</p> <p>(イ) 水量 30 立方メートルを超える分 水量 1 立方メートルにつき 649 円</p> <p>イ 作業料（時間外並びに深夜及び休日の給水に限る。）</p> <p>(ア) 時間外 給水時間 30 分につき 5,500 円</p> <p>(イ) 深夜及び休日 給水時間 30 分につき 11,000 円</p> <p>(2) 第 4 条の 2 第 2 項の承認を受けた者 水量 1 立方メートルにつき 539 円</p>

特定岸壁給水	1 外航船舶	
	(1) 1月につき水量30立方メートルまで	16,500円
	(2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき	550円
	2 1以外の船舶	
	(1) 1月につき水量30立方メートルまで	18,150円
	(2) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき	605円
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき	440円
自用船舶給水	1 外航船舶	
	水量1立方メートルにつき	350円
	2 1以外の船舶	
	水量1立方メートルにつき	385円

■自動販売機による一定量給水料金 (神戸市船舶給水条例施行規則別表第2)

自動販売機の設置場所	1回の給水量	給水1回あたりの料金
(1) 神戸市中央区新港東ふ頭先端	455リットル	200円
(2) 神戸市兵庫区兵庫ふ頭西基部		
(3) 神戸市長田区长田港岸壁		